



## 離婚しても夫の年金を分けてもらえる？



離婚を考えています。生活費が不安ですが、夫の年金を分けてもらえるって本当ですか？

夫婦が離婚したとき、老齢年金を分け合う制度があります。正確にいうと、年金額ではなく、厚生年金の記録※（標準報酬月額・標準賞与額）を夫婦で分割する仕組みで、「合意分割制度」と「3号分割制度」の2種類があります。あくまでも厚生年金の部分のみという点に注意してください。

※共済組合等の組合員の期間を含む

「合意分割制度」とは、婚姻期間中の双方の厚生年金記録を、双方の合意または裁判などにより割合を定め分割するものです。

「3号分割制度」とは、国民年金の第3号被保険者であった人（一般に

サラリーマンの夫に扶養される専業主婦など）が、その期間における相手の厚生年金記録を2分の1ずつ分割することができるものです。



2つの制度は、何が違うのですか？

「合意分割制度」は、双方の合意または裁判などにより割合を定めるため、少し手間と時間がかかります。一方「3号分割制度」は第3号被保険者であった人から一方的に請求でき、按分割合も2分の1と決まっています。ただし、「3号分割制度」は始まって間もない制度のため、平成20年4月1日以後の婚姻期間中しか対象になりません。

合意分割の請求がおこなわれると、3号分割の対象となる期間があれば、自動的に3号分割の請求があったと

みなされます。どうするのが得なのかはケースバイケースですが、いずれかを選択するというよりも、2つの制度によって分け合う年金が決まってくると考えればよいでしょう。



手続きはどうすればよいですか？

分割請求の期限は、原則として離婚をしたときなどから2年以内です。

ただし、分割手続き前に一方が亡くなった場合は、死亡日から1ヵ月以内に限るなど例外的な取り扱いもあります。まずは、年金事務所で分割に必要な「情報提供請求」の手続きをすることができますので、その際、あわせて制度を詳しく質問するとよいでしょう。

### 労務ひとこと

人手不足が深刻な昨今、飲食店、コンビニ、宅配業者や建設現場などでも高齢者を見かけることが多くなっているのではないのでしょうか。

高齢者の活用は、企業の労働力確保の面だけではなく高齢者の生きがいにもなるでしょう。

ただし、最近では70歳、あるいはそれ以上の高齢者が現役で働くケースも多いようです。労災や過度

な疲労のないよう工夫も必要です。

厚生労働省は9月に、平成30年度「高年齢者雇用開発コンテスト」の入賞企業を公表しました。これ

## 安全で健全な 高齢者の職場を

は、高年齢者雇用の重要性について、国民や企業などの理解促進と、高年齢者に意欲と能力がある限り働き続けられる職場づくりに関するア

イデアの普及を目的としています。

最優秀賞をとったのはホテル事業を営む企業です。本人の希望に応じて働くペースを変えるオーダーメイドの働き方や、階段に手すりを設けるといった環境改善に取り組んでいる点などが評価されています。

